

宮本交企第729号
令和5年6月16日

公益社団法人宮城県トラック協会

会長 庄子 清一 殿

宮城県警察本部交通部

交通企画課長 後藤聰善

(公印省略)

特定小型原動機付自転車制度の導入に伴う交通事故防止に向けた取組について（依頼）
時下、貴職におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。
平素から交通安全活動を始め、警察行政各般にわたり御理解と御協力を賜り厚く御
礼申し上げます。

さて、本年7月1日から、最高速度が時速20キロ以下の電動キックボードを特定
小型原動機付自転車と分類し、運転免許を不要とするなどの交通ルールを定めた改正
道路交通法が施行されます。

そこで、県警察では、特定小型原動機付自転車が公道の走行を開始することの周知
及び同車との交通事故防止を呼び掛ける別添啓発チラシを作成したことから、御多用
中のところ恐縮に存じますが、同チラシを活用していただき、特定小型原動機付自転
車の走行に対する理解を深めるとともに、交通事故防止に向けた取組を推進していく
だきますよう御協力をお願い申し上げます。

